

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成に関する意見書

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は合計350万人以上います。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療がB型・C型ウイルス減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療等に限定されているため、医療費助成の対象からはずされている患者が相当数にのぼっているのが現状です。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるをえないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難をきたしています。

また、現在、肝硬変を中心とする肝疾患は身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされていますが、医学上の認定基準がきわめて厳しいため肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していません。

さらに、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたものの、国において、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援についていまだ新たな具体策が講じられていません。

肝硬変・肝がん患者は毎日約120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題となっています。

よって、千代田区議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を要望いたします。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係わる医療費助成を創設すること
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年10月15日

千代田区議会議長
嶋崎 秀彦

衆議院議長 伊吹 文明 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

総務大臣	高市	早苗	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿